

|        |                |
|--------|----------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1705 号     |
| 質問者    | 上島 寛弘 議員       |
| 答弁する者  | 市長（防災安全部市民安全課） |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の意味

### 2 質問の要旨

- 1 平成 24 年 4 月 1 日に鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例が施行されたが、努力規定ばかりで何故わざわざ条例制定がされたのか。市の見解は如何か。
- 2 1 の条例についてどのような政策的効果があったと市は捉えているのか。
- 3 1 に記述の通り、責務においても何ら義務づけもされていない努力規定ばかりだが、これでどのように市民・事業者に浸透されたのか。実際の条例制定後の周知、浸透度はどうだったか。調査したか。
- 4 道路交通法の改正により、自転車に係る項目規則が強化されたが、上位にある法によって規定されたことで不要となった条文は何か。
- 5 道路交通法に規定されているにも関わらず、重複して規定される条文は何か。
- 6 万が一にも本条例が「廃止」された場合、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすか。

### 3 答弁

- 1 平成 22 年に市議会議員有志が政策法務研究会を立ち上げ、研究テーマの一つとして、自転車の安全利用が取り上げられ、その中で、自転車の安全利用に関する条例を制定することになったものと認識しています。
- 2 条例は、ルールやマナーを守るための啓発活動の充実と、自転車の安全利用を促進するための計画立案を二本柱としています。

市では、条例第 9 条に基づき、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画として、平成 25 年 4 月 1 日に「鎌倉市自転車安全総合推進計画」を策定しましたが、計画の中で、自転車関連事故を含めた交通事故等の状況を調査・分析し、自転車関連事故の状況について浮き彫りにすることができ、その後の交通安全対策に役立てることができています。

3 条例の周知につきましては、広報かまくら、市のホームページ、交通安全教室等の機会を捉えて周知を図っています。

なお、条例そのものの浸透度を図るための調査は行っておりません。

4 今回の道路交通法の改正は、信号無視や一時不停止等の特定の危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられるというものです。

地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができることから、不要となる条文はないものと認識しています。

5 道路交通法の条文と言い回しが異なるものもありますが、条例第4条第1項の内第5号を除く全てと第3項です。

なお、4の回答で述べましたとおり、重複していても、あえて削除する必要はないと考えています。

6 条例は、議員提案により策定され、平成24年2月議会本会議において、総員により可決されたものであることから、市としましても制定の趣旨や目的について、尊重していきたいと考えています。

自転車は身近な乗り物として日常生活に根付いていますが、一方で、自転車利用者のルール・マナーの低下が社会的な問題となっており、その対策が注目されているところでもあります。

このことから、自転車の安全利用の意識啓発を促進することを主たる目的としている本条例を、あえて「廃止」する必然性は薄いものと認識しています。